

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による 災害に係る被害に対する**失業給付関係対策**について

【災害救助法が適用される今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町が対象です。】

1 失業給付を受給されている方

(1) ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます

対象区域で、災害等の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

(2) 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで失業給付の手続きをすることができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

2 被災した事業所の労働者に対する雇用保険の支給の特例措置

対象区域の事業所の労働者が、災害により離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特例措置が有ります。

対象地域内の事業所が、休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

- 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。
- 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」、身分証明書（運転免許など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.5cm）が必要です（ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。）

* 制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業の給付を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前雇用保険の被保険者であった期日は通算されません。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。

【お問い合わせ先】

公共職業安定所（ハローワーク）

名 称	所 在 地	電話番号	管轄区域
ハローワーク今治	〒794-0043 今 治 市 南 宝 来 町 2-1-6	TEL 0898(32)5020	今治市(新居浜所 管轄区域を除く) 越智郡
ハローワーク大洲	〒795-0054 大洲市中村 210-6	TEL 0893(24)3191	大洲市 喜多郡
ハローワーク八幡浜	〒796-0010 八幡浜市松柏丙 838-1	TEL 0894(22)4033	八幡浜市 西予市 西宇和郡
ハローワーク宇和島	〒798-0036 宇和島市天神町 4-7	TEL 0895(22)8609	宇和島市 北宇和郡 南宇和郡

名 称	所 在 地	電話番号
愛媛労働局 職業安定部 職業安定課	〒790-8538 松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 5階	TEL 089(943)5221

注) 失業給付関係手続きは、愛媛労働局ではなくハローワークで行いますので、ご注意ください。